

「障害者職業能力開発推進会議」報告後の取組状況

平成27年3月、障害者の職業能力開発に関する有識者及び関係機関の代表者等が参集した障害者職業能力開発推進会議において、障害者職業能力開発施策の推進に関する報告書（障害者職業能力開発施策の課題と今後の対応策について）が取りまとめられた。

報告書では、障害者職業能力開発校（以下「障害校」という。）、一般の職業能力開発校（以下「一般校」という。）における職業訓練の強化等に関し、課題や対応策等についての提言があったが、報告書取りまとめ後の取組状況、課題等については、次のとおりである。

1 障害校における障害者職業訓練の強化

【課題1】

精神障害者、発達障害者等の特別支援障害者の受入れの推進が必要な中、効果的な職業訓練を実施するためには、a. 専門的かつ高度なノウハウの蓄積、b. 職業訓練指導員の専門性の向上、c. 精神保健福祉士、手話通訳など専門家の配置、d. 訓練環境の整備等が不可欠である。

[対応策]

- ① 特別支援障害者を受け入れるために必要な専門的かつ高度なノウハウの蓄積等のために、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）が実施する「専門訓練コース設置・運営サポート事業」（特別支援障害者等向け訓練コース設置又は新たに設置計画している障害校及び一般校の運営を支援）及び「指導技法等体験プログラム」（障害校及び一般校の指導員や訓練企画担当職員に対する指導技法等の伝授）を引き続き推進するとともに、本事業を実施した障害校の事例を他の障害校に情報提供する。
- ② 特別支援障害者に対する職業訓練の実施に当たる職業訓練指導員の専門性向上

を図るために実施する研修については、障害校のニーズ把握を的確に行い、より一層ニーズに合った効果的な研修を実施する。

- ③ 必要な施設・設備、専門家の配置等が十分となっていない場合は、予算の範囲内で優先的かつ計画的に整備を進めることが必要である。
- ④ 個別的な対応が必要な障害者の受入れに当たっては、新たに訓練基準や職業訓練指導員配置基準を整備した上で、特別支援障害者を対象とした訓練の枠組を明確化する必要がある。

[取組状況及び課題] ⇒以下は、さらなる課題

- ① 機構が実施する両事業については、平成 25 年度から本格実施し、平成 27 年度における「専門訓練コース設置・運営サポート事業」では、石川障害校の 1 校に対し支援を実施し、また、「指導技法等体験プログラム」では、北海道、宮城、千葉、東京、神奈川、石川、愛知、大阪、兵庫、広島、福岡の各障害校 11 校に対し支援を実施したが、平成 28 年度においてはさらに多くの施設に対し支援が実施できるよう募集を行っている

⇒ 障害校の指導員が両事業の受講を希望しても、研修期間中の代替要員がないことを理由として研修受講を躊躇することがある。

また、両事業を実施した障害校の事例については、平成 27 年度において、厚生労働省と機構で主催する障害者職業訓練推進交流プラザ（※）で「専門訓練コース設置・運営サポート事業」での福岡障害校の事例を紹介しているほか、訓練テーマごとのグループ別検討会においても議論されている。

（※）障害者職業訓練における様々な工夫、対応方針、今後の障害者職業能力開発の在り方等について、相互の情報交換、意見交換を行い、これを共有化することにより障害者職業訓練の充実と向上を図ることを目的として毎年実施している。

- ② 研修に関しては、一般には、障害者職業訓練推進交流プラザにおいて、障害者訓練の取組事例（課題及び解決方法等）・訓練技法等の紹介や意見交換、訓練テーマ毎のグループ別検討会による討議を実施しており、個別には、「専門訓練コース設置・運営サポート事業」または「指導技法等体験プログラム」において対応している。

③ 東京障害者校の建替え費用を始め緊急的に措置が必要な施設整備費の一部を平成 28 年度予算で確保。

⇒ 厳しい財政状況の中で計画的な施設整備、専門家の配置等に課題がある。

④ 特段の対応なし。

⇒ 障害校における新たな訓練基準、指導員配置基準を整備する必要があるが、新たに設ける配置基準を踏まえた予算の確保に課題がある。

【課題 2】

精神障害者、発達障害者等の特別支援障害者の受入れの推進が必要な中、障害者に対する職業能力開発を担う地域の拠点として、適切な校の運営を引き続き行うため、必要な財源確保が必要である。

[対応策]

① 国立障害校の設置・運営に係る財源の確保については、事業運用状況、就職実績等を踏まえ検討する。

[取組状況及び課題] ⇒ 以下は、さらなる課題

① 特段対応なし。

⇒ 財源確保のための検討は進んでいない。今後における重要課題と認識。

2 一般校における障害者職業訓練の強化

【課題】

現時点において、一般校における障害者訓練機会が確保されている都道府県は全体の半数以下であり、一般校における障害者職業訓練の取組を確実に推進する新たな方策を検討する必要がある。

[対応策]

① 一般校に対しても、機構が実施する「専門訓練コース設置・運営サポート事業」及び「指導技法等体験プログラム」の活用が図られるよう働きかけるとともに、

障害校が設置されている都道府県においては、障害校が地域の障害者職業能力開発を担う拠点として、一般校における精神障害者等訓練コースの設置を進めるため、必要な支援を行う。

- ② 新科立ち上げに必要な指導員や精神保健福祉士等の人員配置や、環境整備等に必要な経費について、新科立ち上げから一定期間は国として措置する。

[取組状況及び課題] ⇒以下は、さらなる課題

- ① 機構が実施する両事業の一般校における活用状況は、平成 27 年度において、「専門訓練コース設置・運営サポート事業」では、大阪府立芦原高等職業技術専門校、鳥取県立産業人材育成センター倉吉校の 2 校に対し支援を実施し、また、「指導技法等体験プログラム」では、福島県立テクノアカデミー浜、栃木県立県南産業技術専門校、山梨県立就業支援センター、新潟県立新潟テクノスクール、長野県松本技術専門校、埼玉県立職業能力開発センター、島根県立東部高等技術校、島根県立西部高等技術校、熊本県立高等技術専門校の 9 校に対し支援を実施している。

また、障害校の一般校に対する支援については、一般には、平成 27 年度の障害者職業訓練推進交流プラザにおいて、大阪、福岡、吉備高原の各障害校より障害者訓練の取組事例（課題及び解決方法等）・訓練技法等の紹介や意見交換を実施しており、個別には、中央、吉備高原の各障害校による「専門訓練コース設置・運営サポート事業」または「指導技法等体験プログラム」において対応している。

- ② 平成 26 年度より国からの一般校に対する運営費交付金の交付に当たっては、障害者に対する訓練科の受講実績のみならず受講見込みも考慮に入れた上で、障害者の受入状況の比率を加味しながら配分することとした。

⇒ 別途予算の確保が課題。

3 その他の取組

東京障害校においては、平成 27 年度より、精神障害者及び発達障害者を対象とした「就業支援事務科」を新設した。本科は、基本的な事務スキルや就職に必要な社会生活スキルを習得させるための 3 か月の短期訓練である。